

健康の駅認証の手引き



平成18年10月

健康の駅推進機構

－ 目次 －

1. 健康の駅認証の目的	1
2. 認証登録の単位と申請のポイント	1
3. 審査と登録の手順	3
4. 認証の基準	3
5. 認証登録証の発行	5
6. 資格有効期間と認証の継続	5
7. 認証の取り消し	5

1. 健康の駅認証の目的について

地域住民の健康維持増進を目的とする様々な施設が、相互に協力連携する健康の駅となることにより、地域社会全体の健康に貢献することができます。健康の駅の認証の目的は、それらの健康の駅の活動について目的と効果を明らかにすることにより、地域住民に安心して利用していただくことにあります。

2. 認証登録の単位と申請のポイント

(1) 認証登録の単位

健康の駅施設の認証登録の単位は、1施設毎の認証とします。施設の一部を開放する場合においては、そのスペースに対する認証も可能とします。自治会館等の小施設に出張して活動を行う場合は、それらの施設に臨時に健康の駅の名称の使用を認めます。

(2) 申請のポイント

① 医療・福祉施設

健康サロンなどの企画を定期的を開催するなど、健康な人でも来院、来所しやすい取り組みがあり、地域住民に対する健康情報の発信拠点となっていることなどが認証のポイントとなります。

② 保健施設

老若男女を問わず、来所しやすい取り組みがあること。生活習慣病予防、介護予防に有効な健康維持増進プログラムを実施していることなどが認証のポイントとなります。

③ 運動施設

老若男女を問わず、来所しやすい取り組みがあること。生活習慣病予防、介護予防に有効な健康維持増進プログラムを実施していることなどが認証のポイントとなります。

健康維持増進効果をうたう商品もしくはレンタル品を扱う場合は、主たる製品についてパンフレット等を提出する必要があります。

④ 保養施設

健康サロンなどの企画を定期的で開催するなど、生活習慣病予防、介護予防に有効な取り組みがあり、外来客、地域住民に対する健康情報の発信拠点となっていることなどが認証のポイントとなります。

健康維持増進効果をうたう商品もしくはレンタル品を扱う場合は、主たる製品についてパンフレット等を提出する必要があります。

⑤ 食事施設

メニューの栄養評価がなされていて、栄養情報の表示があること。有機農法の野菜など安全な食材を使用していること。生活習慣病予防に効果的な提案があることなどが認証のポイントとなります。

健康維持増進効果をうたう商品もしくはレンタル品を扱う場合は、主たる製品についてパンフレット等を提出する必要があります。

⑥ 薬・健康食品等販売施設

健康サロンなどの企画を定期的で開催するなど、生活習慣病予防、介護予防に有効な提案があり、健康情報の発信拠点となっていること。地域住民に対する健康維持増進活動、地域交流に取り組むための場所が常に用意されていること。などが認証のポイントとなります。

主たる商品およびレンタル品について、パンフレット等を提出する必要があります。

⑦ テーマパーク・公園・農園等

自然資源を有効に活かした健康維持増進プログラムが定期的に行われていること。地域住民に対する健康情報の発信拠点となっていること。説明人が常駐していることなどが認証のポイントとなります。

健康維持増進効果をうたう商品もしくはレンタル品を扱う場合は、主たる製品についてパンフレット等を提出する必要があります。

⑧ 代替療法施設等

鍼灸院、マッサージ、カイロプラクティック、リフレクソロジー、アロマセラピーなどの代替療法施設等については、健康サロンなどの企画を定期的で開催するなど、老若男女を問わず、来院、来所しやすい取り組みがあり、地域住民に対する健康情報の発信拠点となっていること。地域住民に対する健康維持増進活動、地域交流に取り組むための場所が常に用意されていること。などが認証のポイントとなります。

治療行為であるため、療法のエビデンス、資格等は慎重に審査されます。
健康維持増進効果をうたう商品もしくはレンタル品を扱う場合は、主たる製品
についてパンフレット等を提出する必要があります。

図2. 健康の駅認証施設の種類(例)

施設の種類	① 医療福祉施設	② 保健施設	③ 運動施設	④ 保養施設	⑤ 食事施設	⑥ 薬・健康食品等販売施設	⑦ テーマパーク公園	⑧ 代替療法施設
例	病院	保健所 保険センター	スポーツ クラブ	温泉施設	健康食 レストラン	薬局	農業公園	鍼灸院
	介護老人 保健施設	福祉会館	スイミング クラブ	宿泊施設		健康食品等 販売店		マッサージ
	デイサービ スセンター							

3. 審査と登録の手順

(1) 申請書の送付申込み

認証審査を希望する方は、健康の駅推進機構事務局（下記連絡先）に送付先をご連絡
ください。「健康の駅認証審査申請書」「健康の駅設置要件確認書」と「健康維持増進活
動内容確認書」またはパンフレット等を送付いたします。他に健康の駅推進機構ホーム
ページから印刷（ダウンロード）することも可能です。

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 TTK 西新橋ビル 3F 健康の駅推進機構事務局
電話：03-3581-2700 FAX：03-3593-1374 MAIL：info@kenkonoeki.net

(2) 審査申請書及びチェックリストの提出

「健康の駅認証審査申請書」に所定の事項を記入し、他の確認書と共に郵送にて健康
の駅推進機構に提出してください。

健康の駅推進機構は、確認書の内容が認証基準を満たしていることを確認の上、申請
を受け付けます。

(3) 認証審査

認証審査は書面審査を基本に行います。

4. 認証の基準

(1) 健康の駅推進機構は以下の要件をもって認証可否の判断をします。ただし、以下の要件の一部を欠く場合でも、総合的に判断して健康の駅として認証することがあります。

- ① 健康増進を主目的のひとつとして活動している。
- ② 健康の駅に関わる説明情報が開示されている。
- ③ 運営に医療福祉に関わる専門家、実務家の協力が得られている。
- ④ だれもが自由に入出りできる場所である。
- ⑤ 医療福祉施設・団体または自治体との協力体制がとれている。
- ⑥ 健康の駅推進機構の評価・認証を受ける。
- ⑦ 法律に触れることはしない。保健所などの認可が必要な場合は取得しておくこと
- ⑧ 不適切な負担を利用者に求めない。サービスの内容・価格が明らかにされている。
- ⑨ 提供するサービスについて説明できる有資格者がいる。(配慮事項)
- ⑩ 提供されるサービスが健康づくりに有効という根拠(エビデンス)がある。

提供プログラムの、対象者、用法用量、効能効果、禁忌、有害作用などが示されていること、効果が検証されていれば資料添付。実証実験ならその旨を明示すること。

(2) 提供プログラムのエビデンスレベルの評価についての参考

エビデンス判定基準	レベル	判定
複数のランダム化比較試験***で有用性が検証**されている	1	○
1つのランダム化比較試験***で有用性が検証**されている	2	○
多数例*で有効性、有効率、有害作用などが検証されている	3	○
多数例*の使用経験で良かった、昔からずっと使っている	4	△
権威者が良いと言っている 少数例の経験で良かった	5	△
有効性を示す証拠なし、または、安全性に問題あり	—	×

* : 多数例とはおよそ100例以上

** : 検証とは第三者機関や研究者が科学的方法で評価すること。

*** : ランダム化比較試験 (RCT : Randomized Controlled Trial)

治験及び臨床試験等において、データの偏り(バイアス)を軽減するため、被験者を無作為(ランダム)に処置群(治験薬群)と比較対照群(治療薬群、プラセボ群など)に割り付けて実施し、評価を行う試験。

評価したい薬物または治療法が最も適正に評価される方法として、現在最もよく採用される試験方法であり、現在、医療現場で使用されている薬剤のほとんどはRCTでその有効性が証明されたものである。

(3) 民間療法等のとりあつかい

提出資料で認証委員が○(研究での評価が学術論文などで公表されている場合、および適応・用量用法・効能効果・有効率・有害作用・禁忌などが公表され国または国に準ずる公的機関が承認している場合)、△(権威者が良いと言っている、少数例の経験で良かった)、×(認証不能)を判定。判定困難な場合は、地元保健所などに相談する。

5. 認証登録証の発行

(1) 認証登録証の交付

認証登録が決定された施設には「健康の駅認証登録証」を発行します。認証登録証には、次のものを添付します。

- ① シンボルマークのサンプル
- ② シンボルマーク使用・看板設置マニュアル

(2) 認証登録の公表

認証登録が決定された施設は「健康の駅認証登録施設一覧」に掲載し、健康の駅推進機構のホームページ上で公表されます。公表の内容は、次の通りです。

- ① 施設名
- ② 事業者名
- ③ 所在地登録番号
- ④ 登録年月日

6. 資格有効期間と認証の継続

- (1) 認証の資格は認証を完了した月の翌月1日より発効します。
- (2) 資格有効期間は、特に審査が必要と認められる場合を除き自動継続とします。健康の駅推進機構会員であることが継続の条件です。
- (3) 人の交代、提供するサービスの追加および変更等は更新の際に審査します。
- (4) 本機構は、認証の条件や規則の改正などがあった場合、新たな条件を満たすこと、新たな規則を守ることなどを求めることがあります。

7. 認証の取り消し

- (1) 本機構は、被認証者が上記各認証条件及び規則に抵触した場合、認証を取り消すことができるものとします。
- (2) 本機構は、被認証者が法律に違反する反社会的活動や法廷での判断を必要とする争議を起こした場合、必要と認められる期間、認証の停止を行うことができるものとします。
- (3) 本機構は、非認証者の健康の駅運営に問題があると判断した場合、文書で指摘します。指摘を受けた非認証者は早急に検討し、結果を報告しなければなりません。
- (4) 本機構は、被認証者が認証の取り消しを求めた場合、ただちに認証を取り消すものとします。